

入札監理小委員会における審議の結果報告
仙台、中部、那覇、東京、成田及び鹿児島 SMC*管轄
航空交通管制機器等保守請負業務

*SMC : System operation Management Center

国土交通省航空局所管の航空交通管制機器等保守請負業務については、全国を9ブロックに分け、平成23年度から3年かけて3ブロックずつ順次民間競争入札を実施しているところ。平成25年4月からの業務については仙台、中部、那覇の各ブロックについて、2年間の契約、2巡目の東京、成田、鹿児島の各ブロックについて、3年間の契約により、それぞれ民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 民間事業者が負うべき損害賠償責任に関する事項

【論点】

新規参入事業者の入札参加リスクを軽減するために、故意または重大な過失があったときに民間事業者が損害賠償責任を負うこととすべきではないか。

【対応】

実施要項案（資料 2-2）14 ページ中、「過失」を「重大な過失」に修正した。

2. 専門能力の証明に関する事項

【論点】

入札参加資格として民間業者に委ねるのではなく、履修証明書の提出とすべきではないか。

【対応】

以下のとおり、実施要項案（資料 2-2）を修正した。

○ 別紙 3 「専門能力の証明の指針」 3. 専門能力の証明（60 ページ）

「筆記及び口述試験により研修内容の履修状況を確認することにより、を、「研修レポート等の提出を行わせて研修成果を確認した上で、研修カリキュラムを履修したことを証明する履修証明書を作成し、」に修正した。

○ 申請様式 4（118 ページ）

- ・「試験日」及び「判定結果」の項目を削除し、
「レポート等による研修成果の確認」の項目を追加
- ・「その他、具体的に専門能力履修状況確認試験の内容や試験結果」を、
「具体的に研修成果を確認したレポート等と履修証明書」に修正した。

3. パブリックコメントの結果

【論点】

パブリックコメントを実施した結果、1件も意見が寄せられなかった。

【対応】

航空局は、1者応札解消に向けて必要な取り組みについて、以下のとおり今後継続的に行っていくこととした。

- 入札公告前に、本事業に参入可能と思われる民間事業者に対して、現行事業者以外も積極的に参入すべき事業であることを十分に周知すること（今回の入札から実施）。
- 新規事業者が事業実施のための十分な準備期間を確保できるように、入札公告時期の前倒し或いはゼロ国債の設定について検討すること。
- 専門能力の証明については、入札参加資格として民間事業者に委ねるのではなく、技術評価項目として国が評価することについて検討すること。

以 上